

滋賀県港湾占用料等徴収条例および滋賀県流水占用料等徴収条例の一部改正について

（１） 改正の理由

令和元年10月1日の前回の改正から5年が経過することから、土地価格や公共料金の動向を踏まえ、県の使用料および手数料の見直しに併せて改正するものである。

（２） 改正の概要

ア 港湾占用料等および流水占用料等は、それぞれ港湾法、河川法に基づく占用等に伴う料金を定めたものである。主に土地価格の変動（約＋４％）や公共料金上昇率（約＋１％）をもとに、個別の項目ごとに単価の算定を行い、改正をする。

イ この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

具体例				
流水占用料				
鉱工業の用に供する場合				
1リットル毎秒	5,460 円/年	→	1リットル毎秒	<u>5,520 円/年</u>
土地占用料				
電柱	1 本	1,020 円/年	→	1 本 <u>1,060 円/年</u>
架設管類				
外径 1 m 以上のもの	1 m	610 円/年	→	1 m <u>640 円/年</u>



例：河川占用許可を受けて設置されている電柱



例：港湾占用許可を受けて設置されている架設管類

滋賀県港湾占用料等徴収条例新旧対照表

旧						新					
本則・付則 省略 別表（第2条関係） 1 占用料						本則・付則 省略 別表（第2条関係） 1 占用料					
区分		単位		額		区分		単位		額	
		数量	期間	市の区域 にある場 合	町の区 域にあ る場合			数量	期間	市の区域 にある場 合	町の区 域にあ る場合
1	店舗（住宅を兼ねるものを含む。）、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	占有面積 1平方メ ートル	1年	円 <u>970</u>	円 720	1	店舗（住宅を兼ねるものを含む。）、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	占有面積 1平方メ ートル	1年	円 <u>1,010</u>	円 720
2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	同	同	<u>820</u>	580	2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	同	同	<u>860</u>	580
3	通路および通路橋（以下「通路等」という。）	同	同	<u>510</u>	410	3	通路および通路橋（以下「通路等」という。）	同	同	<u>530</u>	410
4	栈橋（浮栈橋を含む。）および揚陸施設	同	同	<u>970</u>	720	4	栈橋（浮栈橋を含む。）および揚陸施設	同	同	<u>1,010</u>	720
5	係船場	同	同	<u>970</u>	720	5	係船場	同	同	<u>1,010</u>	720
6	仮設の店舗	同	1日	<u>440</u>	260	6	仮設の店舗	同	1日	<u>460</u>	260
7	農用地	同	1年	<u>16</u>	9	7	農用地	同	1年	<u>17</u>	9
8	漁業施設 ア 小割式網生簀養殖場 および真珠養殖場	同	同	<u>15</u>	<u>15</u>	8	漁業施設 ア 小割式網生簀養殖場 および真珠養殖場	同	同	<u>16</u>	<u>16</u>
	イ ア以外の区画漁業の用に供する施設	同	同	4	4		イ ア以外の区画漁業の用に供する施設	同	同	4	4
	ウ えり漁業および漬柴	同	同	6	6		ウ えり漁業および漬柴	同	同	6	6

	漁業の用に供する施設					
	エ 養漁池		同	同	<u>49</u>	<u>49</u>
	オ やな漁業の用に供する施設		同	同	<u>49</u>	<u>49</u>
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標		1 本	同	<u>1,020</u>	770
10	鉄塔		占用面積 1 平方メートル	同	<u>970</u>	720
11	埋設管類 および架設管類（開きよ渠の水路等を含む。）	外径0.2メートル未満のもの	占用物件の長さ1メートル	同	100	70
		外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>150</u>	110
		外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>310</u>	210
		外径1.0メートル以上のもの			<u>610</u>	420
12	広告物		表示部分の面積1平方メートル	同	<u>3,890</u>	<u>2,210</u>
13	試掘やぐらおよび砂利採取機		1 基	1 月	<u>1,430</u>	<u>1,430</u>
14	係船くいおよび係船環浮標		1 本または1 個	1 年	<u>870</u>	580
15	撮影、興行その他催物のための土地の占用		1 回	1 日	<u>11,200</u>	<u>11,200</u>

	漁業の用に供する施設					
	エ 養漁池		同	同	<u>51</u>	<u>51</u>
	オ やな漁業の用に供する施設		同	同	<u>51</u>	<u>51</u>
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標		1 本	同	<u>1,060</u>	770
10	鉄塔		占用面積 1 平方メートル	同	<u>1,010</u>	720
11	埋設管類 および架 設管類（開 きよ 渠の水路 等を含む。）	外径0.2メートル 未満のもの	占用物件 の長さ1 メートル	同	100	70
		外径0.2メートル 以上0.4メートル 未満のもの			<u>160</u>	110
		外径0.4メートル 以上1.0メートル 未満のもの			<u>320</u>	210
		外径1.0メートル 以上のもの			<u>640</u>	420
12	広告物		表示部分 の面積1 平方メートル	同	<u>3,940</u>	<u>2,240</u>
13	試掘やぐらおよび砂利採取機		1 基	1 月	<u>1,490</u>	<u>1,490</u>
14	係船くいおよび係船環浮標		1 本または1 個	1 年	<u>910</u>	580
15	撮影、興行その他催物のための土地の占用		1 回	1 日	<u>11,670</u>	<u>11,670</u>

16	工事用台船係留場	占用面積 1 平方メ ートル	1 年	<u>360</u>	<u>360</u>
17	1 の項から16の項までに分 類されないもの	同	同	<u>500</u>	410

注 省略

2 土石採取料

種別	単位	額
土砂	1 立方メートル	<u>180円</u>
砂	同	<u>270円</u>
砂利	同	<u>330円</u>
石	栗石	同 <u>370円</u>
	転石	1 個 180円に控長30センチメートルか ら控長10センチメートル増すご とに <u>39円</u> を加えた額
	庭石	同 5,040円に控長80センチメートル から控長10センチメートル増すご とに <u>550円</u> を加えた額
よしおよびかや	1 平方メートル	4 円
芝草	同	<u>39円</u>
ささその他の草	1 平方メートル 1 年	4 円
木	1 平方メートル	知事が時価を勘案して定める額
竹	束の外周の長さ 1 メートル	

注 省略

16	工事用台船係留場	占用面積 1 平方メ ートル	1 年	<u>380</u>	<u>380</u>
17	1 の項から16の項までに分 類されないもの	同	同	<u>520</u>	410

注 省略

2 土石採取料

種別	単位	額
土砂	1 立方メートル	<u>190円</u>
砂	同	<u>280円</u>
砂利	同	<u>350円</u>
石	栗石	同 <u>390円</u>
	転石	1 個 190円に控長30センチメートルか ら控長10センチメートル増すご とに <u>41円</u> を加えた額
	庭石	同 5,290円に控長80センチメートル から控長10センチメートル増す ごとに <u>580円</u> を加えた額
よしおよびかや	1 平方メートル	4 円
芝草	同	<u>41円</u>
ささその他の草	1 平方メートル 1 年	4 円
木	1 平方メートル	知事が時価を勘案して定める額
竹	束の外周の長さ 1 メートル	

注 省略

滋賀県流水占用料等徴収条例新旧対照表

旧					新								
本則・付則 省略					本則・付則 省略								
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）								
1 省略					1 省略								
2 流水占用料（発電の用に供するものを除く。）					2 流水占用料（発電の用に供するものを除く。）								
区分		単位		額	区分		単位		額				
		数量	期間				数量	期間					
鉱工業の用に供する場合		許可使用水量1リットル毎秒	1年	円 5,460	鉱工業の用に供する場合		許可使用水量1リットル毎秒	1年	円 5,520				
養漁の用に供する場合		同	同	1,210	養漁の用に供する場合		同	同	1,220				
その他の用に供する場合		同	同	4,040	その他の用に供する場合		同	同	4,090				
注 省略					注 省略								
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）								
土地占用料					土地占用料								
区分			単位		額		区分			単位		額	
			数量	期間						市の区域にある場合	町の区域にある場合	数量	期間
1	店舗（住宅を兼ねるものを含む。）、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地		占用面積1平方メートル	1年	円 970	円 720	1	店舗（住宅を兼ねるものを含む。）、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地		占用面積1平方メートル	1年	円 1,010	円 720
2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地		同	同	820	580	2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地		同	同	860	580
3	通路および通路橋（以下「通		同	同	510	410	3	通路および通路橋（以下「通		同	同	530	410

	路等」という。)					
4	栈橋（浮栈橋を含む。）および揚陸施設		同	同	<u>970</u>	720
5	係船場		同	同	<u>970</u>	720
6	仮設の店舗		同	1 日	<u>440</u>	260
7	農用地		同	1 年	<u>16</u>	9
8	漁業施設	ア 小割式網生簀養殖場 および真珠養殖場	同	同	<u>15</u>	<u>15</u>
		イ ア以外の区画漁業の 用に供する施設	同	同	4	4
		ウ えり漁業および漬柴 漁業の用に供する施設	同	同	6	6
		エ 養漁池	同	同	<u>49</u>	<u>49</u>
		オ やな漁業の用に供す る施設	同	同	<u>49</u>	<u>49</u>
9	電柱、支柱および支線ならび に信号標		1 本	同	<u>1,020</u>	770
10	鉄塔		占用面積 1 平方メ ートル	同	<u>970</u>	720
11	埋設管類および架設管	外径0.2メート ル未満のもの	占用物件 の長さ1	同	100	70

	路等」という。)					
4	栈橋（浮栈橋を含む。）および揚陸施設		同	同	<u>1,010</u>	720
5	係船場		同	同	<u>1,010</u>	720
6	仮設の店舗		同	1 日	<u>460</u>	260
7	農用地		同	1 年	<u>17</u>	9
8	漁業施設	ア 小割式網生簀養殖場 および真珠養殖場	同	同	<u>16</u>	<u>16</u>
		イ ア以外の区画漁業の 用に供する施設	同	同	4	4
		ウ えり漁業および漬柴 漁業の用に供する施設	同	同	6	6
		エ 養漁池	同	同	<u>51</u>	<u>51</u>
		オ やな漁業の用に供す る施設	同	同	<u>51</u>	<u>51</u>
9	電柱、支柱および支線ならび に信号標		1 本	同	<u>1,060</u>	770
10	鉄塔		占用面積 1 平方メ ートル	同	<u>1,010</u>	720
11	埋設管類および架設管	外径0.2メート ル未満のもの	占用物件 の長さ1	同	100	70

	類（開渠の水 路等を含 む。）	外径0.2メー トル以上0.4メー トル未満のも の	メートル		<u>150</u>	110
		外径0.4メー トル以上1.0メー トル未満のも の			<u>310</u>	210
		外径1.0メー トル以上のもの			<u>610</u>	420
12	広告物	表示部分 の面積1 平方メー トル	同		<u>3,890</u>	<u>2,210</u>
13	試掘やぐらおよび砂利採取 機	1基	1月		<u>1,430</u>	<u>1,430</u>
14	係船くいおよび係船環浮標	1本また は1個	1年		<u>870</u>	580
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占用	1回	1日		<u>11,200</u>	<u>11,200</u>
16	工事用台船係留場	占用面積 1平方メ ートル	1年		<u>360</u>	<u>360</u>
17	1の項から16の項までに分 類されないもの	同	同		<u>500</u>	410

注 省略

	類（開渠の水 路等を含 む。）	外径0.2メー トル以上0.4メー トル未満のも の	メートル		<u>160</u>	110
		外径0.4メー トル以上1.0メー トル未満のも の			<u>320</u>	210
		外径1.0メー トル以上のもの			<u>640</u>	420
12	広告物	表示部分 の面積1 平方メー トル	同		<u>3,940</u>	<u>2,240</u>
13	試掘やぐらおよび砂利採取 機	1基	1月		<u>1,490</u>	<u>1,490</u>
14	係船くいおよび係船環浮標	1本また は1個	1年		<u>910</u>	580
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占用	1回	1日		<u>11,670</u>	<u>11,670</u>
16	工事用台船係留場	占用面積 1平方メ ートル	1年		<u>380</u>	<u>380</u>
17	1の項から16の項までに分 類されないもの	同	同		<u>520</u>	410

注 省略

別表第3（第2条関係）

土石採取料その他の河川産出物採取料

種別	単位	額
土砂	1 立方メートル	<u>180円</u>
砂	同	<u>270円</u>
砂利	同	<u>330円</u>
石	栗石	同 <u>370円</u>
	転石	1 個 <u>180円</u> に控長30センチメートルから控長10センチメートル増すごとに <u>39円</u> を加えた額
	庭石	同 <u>5,040円</u> に控長80センチメートルから控長10センチメートル増すごとに <u>550円</u> を加えた額
よしおよびかや	1 平方メートル	4 円
芝草	同	<u>39円</u>
ささその他の草	1 平方メートル 1 年	4 円
木	1 平方メートル	知事が時価を勘案して定める額
竹	束の外周の長さ 1 メートル	

注 省略

別表第3（第2条関係）

土石採取料その他の河川産出物採取料

種別	単位	額
土砂	1 立方メートル	<u>190円</u>
砂	同	<u>280円</u>
砂利	同	<u>350円</u>
石	栗石	同 <u>390円</u>
	転石	1 個 <u>190円</u> に控長30センチメートルから控長10センチメートル増すごとに <u>41円</u> を加えた額
	庭石	同 <u>5,290円</u> に控長80センチメートルから控長10センチメートル増すごとに <u>580円</u> を加えた額
よしおよびかや	1 平方メートル	4 円
芝草	同	<u>41円</u>
ささその他の草	1 平方メートル 1 年	4 円
木	1 平方メートル	知事が時価を勘案して定める額
竹	束の外周の長さ 1 メートル	

注 省略